

## 繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針①

企業会計基準委員会は、昨年の平成 27 年 12 月 28 日付けにて、企業会計基準適用指針第 26 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」を公表しました。この指針の適用時期としましては、原則として平成 28 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首からの適用となります。本稿と次月号と 2 つに分けて、主だった項目のご紹介をさせて頂きたいと思っております。

従前、実務では、監査委員会報告第 66 号を基に、企業の分類を行い、それに伴う繰延税金資産の回収可能性の考え方を当てはめてきました。旧 66 号では、回収可能性について、過去の業績、納税状況を重視するという姿勢が取られていました。しかし、新しい回収可能性に関する適用指針では、将来の業績予測等も加味する姿勢が取られ、会社分類の仕方など、従前の枠組みを基本的に踏襲しながらも、一部変更がなされています。

### (1) 従前からの主な変更点

- ・(分類 2) に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い

旧 66 号では、(分類 2) に該当する企業においては、スケジューリング不能な将来減算一時差異について、一律に繰延税金資産は計上できないという取扱いをしてきました。

しかし、新しい適用指針では、スケジューリング不能な将来減算一時差異について、原則として繰延税金資産は計上できないとするも、容認として、将来いずれかの時点で回収できることを企業が合理的な根拠をもって説明する場合は、繰延税金資産を計上できるとしています。

- ・(分類 3) に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い

旧 66 号では、(分類 3) に該当する企業において 5 年を超える期間の課税所得を見積ることが実務的に認められていないような意見がありました。ここで、新しい適用指針では、企業が合理的な根拠をもって説明する場合に限り、5 年を超える見積可能期間でスケジューリングをすることもできるといったことが明文化されています。

- ・(分類 4) の要件を満たす企業が(分類 2) または(分類 3) に該当する場合の取扱い

(分類 4) に係る分類の要件を満たす企業であっても、重要な税務上の欠損金が生じた原因、中長期計画、過去における中長期計画の達成状況、過去(3年)及び当期の課税所得又は税務上の欠損金の推移を勘案して次のような取扱いが認められます。

→将来において 5 年超にわたり一時差異等加減算前課税所得が安定的に生じることを企業が合理的な根拠をもって説明するときは(分類 2) に該当するものとして取り扱う。

→将来においておおむね 3 年から 5 年程度は一時差異等加減算前課税所得が生じることを企業が合理的な根拠をもって説明するときは(分類 3) に該当するものとして取り扱う。 以上